

令和5年度第1回長久手市男女共同参画審議会要旨

開催日時	令和5年9月14日（木曜日） 午後1時30分から午後3時まで
開催場所	長久手市保健センター3階会議室
出席者氏名（委員50音順、敬称略）	【委員】 浅井結、杉谷希美、藤原直子、水野道子、山口康代、山中一毅、山本かほり、横田純子 【事務局】 くらし文化部長 門前健、同部たつせがある課長 名久井洋一、同課課長補佐 西本拓、同課係長 神谷将行、同課主任 藤井厚宏、同課主任 杉浦嘉紀、子ども部子ども家庭課長 出口史朗、同課課長補佐 鈴木晶子、同課主任 藤澤英美
会議の概要	1 会長及び副会長の選任 2 議題 (1) 男女共同参画関連事業の令和4年度事業実績及び令和5年度事業の進捗状況について (2) DV関連事業の令和4年度事業実績及び令和5年度事業の進捗状況について (3) 第3次長久手市男女共同参画基本計画の庁内各課取組状況及び検証について (4) 第4次長久手市男女共同参画基本計画の体系（案）について 3 その他 (1) 女性活躍推進計画協議会について (2) パートナリシップ・ファミリーシップ制度連携協定について
公開・非公開の別	公開
傍聴人数	0人
問合せ先	くらし文化部たつせがある課 電話 0561-56-0602

1 会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長は山本かほり委員に決まりました。

会長の指名により、副会長は藤原直子委員に決まりました。

2 議題

(1) 男女共同参画関連事業の令和4年度事業実績及び令和5年度事業の進捗状況について

【資料1に基づき事務局より説明。】

委員：1番の出前講座について、まず5月10日の長久手市農村環境改善センターと、7月14日民生・児童委員の部会における講座の2つに関わらせていただきました。

5月10日の方は、地域の皆さんからの提案をきっかけに開催を依頼しました。当日の参加者は、初めて聞く内容だったのですが、皆さん御理解いただけたと思います。

7月14日の方は、ある程度の知識を持ってらっしゃる方たちへの講座だったのですが、県の方の出前講座もありまして、その点充実した内容になったと思います。

出席者に応じた内容を企画していただけたということで、とても感謝しております。今後も、よろしくをお願いします。

事務局：ありがとうございます。

委員：川柳についてですが、集まった川柳が半分になってしまったのは、啓発が足りなかったのか、働きかけが少なかったのか、前回の半分以上の20という少ないかと思います。

事務局：応募は例年通りさせていただいているのですが、川柳を長年やっているの、マンネリ化している気がしています。減少の理由は、詳しく分かりませんが、次年度は別の啓発事業へ変更する

ことも検討しています。

(2) DV関連事業の令和4年度事業実績及び令和5年度事業の進捗状況について

【資料2に基づき事務局より説明。】

委員：令和4年度は、相談件数が少なくなり、本当に深刻なDVというのは感じなかったのですが、女性蔑視とか、家事を軽視している夫の対応に、すごく悩んでいるという相談が多かったように思います。

委員：4番のリーフレットは、ホームページ上でPDFとしてダウンロードできるのでしょうか。

事務局：PDFはダウンロードできません。

委員：紙だけですか。

事務局：はい。

委員：実物を見たことはありません。審議会でも紹介されていないかと思います。

事務局：ホームページに掲載させていただきます。（本審議会中に、印刷した物を配付済）

委員：6番の相談対応で、女性相談員の方のお話を聞いたことがあります。「相談を受けて解決まで至っている」と聞いていますが、「どこかと連携しながらやられている」と理解してよろしいでしょうか。

事務局：県の女性相談センターを案内する等の対応を行っております。なかなか解決というと最後まで市では行っていないです。

相談については、離婚に関する相談が多い状況だと思います。離婚にあたってどういったことを準備していかなければいけないか、そういったアドバイスをするのが主です。そういったところで終わっていく相談が多いかと思います。

委員：「聞いて対応を考える。それ以上に対応を要するようだったら、また相談してもらおう。」というように対応しておられるのでしょうか。

委員：そうです。

(3) 第3次長久手市男女共同参画基本計画の庁内各課取組状況及び検証について

【資料3に基づき事務局より説明。】

委員：女子生徒は、スカートかスラックスを選べるということですか。

事務局：スラックスとスカートが選べます。

委員：男子生徒はスカートを選べないのですか。

事務局：選べます。市内中学校では、これまで「学生服、セーラー服」でしたが、令和4年度から「ブレザー」へと移行されました。そのため、「スラックス、スカート」となりましたので、どちらも

選べるようになりました。

委員：それなら、ここに「スカート」と入れた方がいいのではないですか。

事務局：追加します。

委員：3(3)ですが、「男女の固定的役割意識について薄まる傾向にあるものの、男女の平等意識は改善されていない結果」というのはどう読み取ればいいですか。どのような構図で、こういう表現になったのか、もう少し言葉を足した方が読みやすい気がします。

事務局：アンケート調査の中で、『男は仕事、女は家庭』という考え方について皆さんどう思いますか。」という質問に対して、前回調査と比べて反対の人が多くなってきたため、固定的役割意識については薄まってきたと評価しております。

一方で、基本目標1にあるとおり、「男女の地域の中での平等意識」というのは、当初37.7%に対して、38.5%と0.8ポイントしか増えておらず、目標値を達成できていないため、先程述べた「固定的役割観念の伸びに比べて、平等意識の伸びが低かった」という文章にさせていただきました。

委員：「意識としての男女平等」と「社会環境の男女平等」は平等意識ではないのですか。

事務局：補足させていただきますと、「意識としての男女平等」については、皆さん「男女共同参画」という言葉は認知率がほぼ100%に近くなってきています。「男女の性差による役割の区別はなくなっている」と認識されており、「意識としての男女平等」は改善されてきているのですが、一方で社会環境では、企業では「男性の役員が多い」「男性の方が給料が高い」、子育てでは「女性が多くの役割を担っている」という状況が見られ、なかなか平等になっていないため、このような文章を書かせていただきました。

委員：前半部分については、「男女平等意識は改善されている」ということですか。

事務局：そのとおりです。

委員：具体的な内容をもう少し付け足すと、分かりやすいと思います。

事務局：わかりました。

委員：同じように3(4)も、「同アンケート調査では、『仕事と家庭の両立支援が十分でない』、『男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方の改革が必要』という意見について、比較的若い世代で割合が高く」というのは、「比較的若い世代でそう考える人の割合が高く」という意味ですか。

事務局：そうです。

委員：それであれば、言葉を足した方が良いと思います。

事務局：わかりました。

委員：3(5)の「DV被害を受ける方の状況は変わっておらず」とは、被害の割合が減っていないという全体的な国、県又は市の調査があって被害の状況が変わっていないということでしょうか。

事務局：今回のアンケートで「DV経験のある市民の割合」は、前回調査7.3%から今回6.4%とそこまで減少していないことから、「DVの周知はされているが、被害者及び加害者を含め、状況

は変わっていない」ということでこのように書かせていただいています。

委員：「DV 被害を受ける方の状況は」では、「被害を受けた人の状況が変わっていない」とミスリーディングされると思いました。DV 被害の割合ですか。

事務局：状況ではなく割合です。

委員：資料 3—3 の 1 枚目「学校などにおける男女平等教育の推進」の No.12 で、取組内容は「男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます。」になっています。内容はどんなことをやったのかというと、「技術家庭科では、育児や家事についての内容を、男女一緒に授業で学習した。」となっています。これは当たり前です。前回計画の策定時にも指摘させていただいたのですが、学校教育では「男女平等教育を推進しています」というのは当たり前です。もっと違う内容の取組をされていると思います。そちらを書かれた方が良いのではないのでしょうか。これは公表されますよね。

事務局：はい、されます。

委員：今後の取組内容は、「男女共同参画への理解を深める学習を推進していく」というところで、内容は何をやったのだろうと見たときに、「一緒に授業を受けます」「技術家庭科で育児や家事を学習します」は、当たり前なので、プラスアルファで「育児、家事等の分業意識という観点を重視した授業を展開した」など、そういった書き方の方が良いのではないのでしょうか。

事務局：この部分について、より授業の内容の具体的な部分をヒアリングするようにします。

委員：市男性職員の育児休業取得率が 120%となっています。100%を超えた表記で出していいですか。

事務局：内訳としては、令和 4 年度に 5 人が育児休業の対象者になって、5 人全員の男性職員が育休を取りました。これに加えて、令和 3 年度に育休を取得した職員が 2 回目の取得ということで、令和 4 年度に 5 分の 6 になり、120%という数字が出ています。担当課に確認したところ、愛知県が公表している計算方法であり、正しいとのことでした。分かるように、補足説明を追記いたします。

委員：全体的な取組状況 ABC の評価基準で見たときに、たつせがある課さんの取組状況が自らに厳しい印象を感じます。逆を言うと、B は「実施したが、改善の余地がある」ということで、やる気に満ちた B と受け取りました。一方で、他の課は「A を簡単に出していないか」と深読みしたり、「これは A でも良いのではないか」と言いたかったりするのですが、各課によって評価基準をどう捉えているのか疑問です。

事務局：たつせがある課としては、今回数値目標の達成状況では、1 番の「男女平等意識」は、目標値 40%に対して、未達成でした。我々は、啓発活動を進めてきましたが、至らない点があったのではないかと、厳しめに B 評価とさせていただきました。次回の計画につながってくると思いますが、男女共同参画の啓発は地道に続けていく必要があるため、こういった評価をあえてつけさせていただきました。

委員：アンケート調査で、中学生の意識調査の結果では、男女平等と考えるけど、実際に「家でお父さんとお母さんどちらが家事をしていますか」というと、ほぼ「お母さん」と答えるでしょう。そう考えてきたときに、「男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます」というのは、改善の余地がありますよね。見比べると、たつせがある課さんの意気込みを感じました。

事務局：我々は、中学生に対して、「自分らしく」という冊子を発行して啓発活動をやっていますが、やはり学校で日常的に先生方が指導していただくのが一番効果があると思いますので、協働してや

っていかなければいけないと思っております。

委員：資料３－１の３(６)に「DV被害を含めた困難な状況を抱える女性に対する支援策」とあるのですが、男性の方のDVを受ける方が多いと以前聞き、衝撃を受けて今でも覚えています。女性だけではなく、困難な状況を抱える方に対する支援策とした方が良いと思います。「女性の方がDVを受けている」という勝手な思い込みがあるので、窓口や女性相談に男性が相談できることを伝えていきたいと感じました。

委員：市が洞小学校では、学級委員を選ぶ際に、「男女１名ずつ」だったのが、今年の４月から「性別にかかわらず１クラス２名」ということになりました。新しい取組であり、驚いたのですが、ここに書いていないのは、市内の小中学校全部での取組ではないからですか。他の学校の取組はどうなっているのでしょうか。

委員：長久手南小学校では、「男女１名ずつ」であり、違和感は持っていなかったです。

事務局：我々が「学級委員を性別関わらず選ぶ」といった状況を把握できていないところがあります。学校でやられていることを把握できていない部分があると感じましたので、次期計画を作る際には、学校の意見も聞いていきたいと思います。

委員：市内の小中学校の数はいくつありますか。

事務局：小学校は６校、中学校は３校です。

先程、御指摘があった資料３－３のNo. １１は、「学校における諸活動は、性別に関係なく取組を実施した。」と一言だけ書いてありますので、もう少し各学校から「学校でこんなことをやっている」ということを聞き取り、拾い上げていきたいと思います。

(4) 第４次長久手市男女共同参画基本計画の体系（案）について

【資料４に基づき事務局より説明。】

委員：１(１)④国際社会における規範・基準が分かり難いです。

事務局：分かり難い点については、修正させていただきまして、第２回の審議会では、重点課題をより具体的に解決していくためにはどうしたらいいか、具体的な事業の話ができればと思います。

委員：新しく入れられたところですが、(３)③の女性リーダーの育成は、具体的な対象はイメージされていますか。

事務局：女性リーダーの育成は、今回新しく市長が変わった中で、公約の中でも女性リーダー、女性管理職の育成を挙げられておりますので、市役所の中でも管理職、特に部長、リーダー級の方の育成を市役所の中で進めていきたいと考えております。また、地域の中でも、連合会長やまちづくり協議会の会長などの役職を引き受けてもらえる方を増やしていきたいと考えております。

委員：もっといろいろな意思決定の場に女性が参画するというのもあるし、傾向的に女性は受動的になってしまうのですが、「もっとこうしたい」と自分の意志を表明したり、コミュニケーションの中で積極的に意見を言えるようになるための講座の開催をイメージしていました。ここでは「政策・方針決定」と記述しているので、対象としては市役所職員ということですか。

事務局：市役所職員に加えて、「地域の方」です。もう少し広くとれるような書き方がよろしいでしょうか。

委員：私が今言ったことは、ここの項目ではないと言いながら思いました。いろいろな場面で女性が意思決定に、肩ひじ張らずに参画していけるようなリーダーシップ、旗振る人という意味合いが取り上げられがちですが、そうではなく「自分はこう考えています。」とさっと言えるような雰囲気を形成していく講座などがあると良いと思ったのですが、また別のところですね。

事務局：例えば「③女性リーダーの育成」を、「②管理職などへの女性の登用促進」にくっつけ、別に「意思決定ができるの女性の育成（＋講座の実施）」を入れてみるなどでしょうか。

委員：「(3)政策・方針決定過程への女性の参画促進」を「あらゆる場面での方針決定や意思決定」と捉えれば、先ほど私が言ったような「市民の方が男女関わらず、いろいろなところで気兼ねなく発言できるような雰囲気、意識を形成していく」と良いというイメージがありました。

事務局：ありがとうございます。一度、検討させていただきます。

委員：「1(5)②男女共同参画の視点に立った防災対策の推進」について、性の多様性の観点から言うと避難所にセクシュアルマイノリティの方が避難してきたときに生理用品を取りに行くことも想定されるが、「女性の視点に立った」「男女共同参画の視点に立った」というのは、その辺も含めて捉えて良いですか。

事務局：LGBTQ+のことも含め考える必要があると思うので、表現方法を考えさせてください。

委員：「ジェンダー」というキーワードは入れられないですか。

事務局：入れられると思います。「市の方針」では、「男女」ではなく、「誰もが」と変えさせていただきました。性の多様性は、今回から計画の中で項目建ててやっていきますので、一度事務局で考えさせてください。

委員：「1(1)④国際社会における規範・基準の取り入れ浸透」について、「国際社会」が何を指しているのか難しいです。

事務局：事務局でも迷った箇所です。皆さんから御意見いただけると助かります。

委員：「浸透」はいらないのでは。

委員：ジェンダーにおける「規範」は、決してポジティブには捉えられません。「男性はこうするべき」「女性はこうするべき」というものの自体が「規範」となるので、「規範」はあまり使わない方が良い気がします。

事務局：改めて検討させていただきます。

委員：「国の方針」では、「第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」で、「SDGs 達成に向けた取組をステークホルダーと連携して推進・実施」があります。市の重点課題で、「国際的な協調及び貢献」というのは大きすぎるのではないかと。

事務局：市として、こういった施策ができるかを検討します。

委員：では、審議事項は全て終わりです。事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。

3 その他

(1) 女性活躍推進計画協議会について

【事務局より説明。】

⇒質疑なし。本審議会を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第27条に定める協議会として位置付け、HPにて公表することを決定した。

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ制度連携協定について

【事務局より説明。】

委員：長久手市が名古屋市主導の連携に入るのは、取組内容が近いので、入りやすいでしょう。パートナーシップしかやっていない自治体の場合、「名古屋市中で宣誓してファミリーシップを受けた後、パートナーシップしかない市に引っ越した場合、使えない」となるため、連携しないのでしょうか。

事務局：名古屋市としては、「類型が違う市町とも連携協定を組むことができる」としています。ただ、名古屋市中でファミリーシップの宣誓をした後、パートナーシップしかやっていない他市町に引っ越した場合、連携を結んでいたとしても連携の効果は生じません。それを申請する人によく話をしないと、混乱が起きるとするのは、話に出ています。

委員：愛知県も話を進めていると思いますが、これは各自治体で二度手間にならないかと感じています。「要綱を変える」「そもそもファミリーシップ制度だったらそのまま」といったような議論にならなかったのですか。

事務局：長久手市ではこの制度を6月から始めましたが、制度利用者は今のところ0件です。名古屋市は100弱の申請があり、名古屋市からの転入者が長久手市には多いので、名古屋市との協定に入ることによるメリットがあると考えています。

ただ、愛知県が始めるとなると、愛知県で申請しておけば、その方は県内で移動する際には愛知県の制度が使えるようになります。愛知県の制度の方がメリットがあるか考えるかは、当事者の判断になると考えています。

委員：愛知県の制度が開始したら、市の制度は残りますか。

事務局：要綱を廃止しない限りは残ります。

委員：県の制度を利用した場合、市の制度で受けられていた行政サービスを受けることはできますか。

事務局：長久手市は、受けられるようにしたいと考えています。ただ、他市町でも行政サービスが受けられるかは分かりません。

事務局：今日一日いろいろな御意見ありがとうございました。また引き続き、この御意見を参考に修正していきたいと思っています。これにて令和5年度第一回長久手市男女共同参画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。